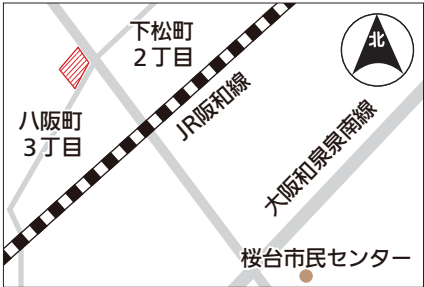


市有地を売却します



表の市有地を一般競争入札により売却します。

所在地	面積	用途地域	地目
八阪町3丁目 676番1	73.23 ㎡	準工業 地域	宅地

入札参加資格▶ 地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しない ▶ 法人・個人ともに国税・市税を滞納していないなど **入札** 1月10日(金)午後2時から市役所新館4階（岸城町）で **提出書類**▶ **個人**…入札参加申込書、誓約書、印鑑登録証明書、住民票、身分証明書、国税・市税に未納がないことの証明書 ▶ **法人**…入札参加申込書、誓約書、役員等に関する調書、印鑑証明書、法人登記に係る登記事項証明書、国税・市税に未納がないことの証明書 **申・問** 12月2日(月)～13日(金)（午前9時～午後5時<正午～午後0時45分を除く>）に申込書（市ホームページからダウンロード可）を直接、危機管理課へ ☎ 423－9437 ※郵送不可



防鳥用ネット(黄色)を支給



カラスなどによるごみ集積所のごみの散乱を防止し、収集作業を円滑にすることや生活環境の保全を

目的に防鳥用ネットを支給します。3世帯以上が利用する家庭系ごみ集積所などが対象です。代表者が申請してください。原則、1箇所につき1枚の支給です。既に支給済みの集積所でも、前回支給日から2年が経過していれば再申請できます。

種類	大きさの目安
大(3m×4m)	指定袋(45ℓ) 約20袋分
小(2m×3m)	指定袋(45ℓ) 約10袋分

受付場所・問 廃棄物対策課管理担当（土生町2丁目） ☎ 423－9439

水道管の漏水調査にご協力を

水道管からの漏水による住宅浸水や道路の陥没などを防ぎ、水道水を安定して供給するため、水道管の漏水調査を実施します。腕章と名札を付けた調査員が、道路上と敷地内の水道メーター付近で埋設している水道管の調査を行います。道路上の調査は夜間に行う場合があります。ご理解・ご協力をお願いします。

日 1月～2月末 **対象地域** 大手町、中之浜町、中町、下野町、並松町、宮前町、春木泉町、春木中町、春木宮本町、春木大小路町、春木本町、春木北浜町、春木南浜町、八幡町、吉井町、岸之浦町、忠岡町新浜 **委託業者** ㈱コスモリサーチ大阪支店 **問** 上水道工務課修繕管理担当 ☎ 423－9604

空きビン・空きカン・ペットボトルの出し方

45ℓまでの無色透明、白色半透明の袋と一緒にに入れて排出してください。汚れている場合は中を軽くすすいでください。ペットボトルのキャップ・ラベルは必ず外してください（プラスチック製のキャップ・ラベルはプラスチック製

容器包装の分別収集へ）。

問 廃棄物対策課 ☎ 423－1461

年末年始に伴う道路工事などの規制

年末年始は交通量の増加が見込まれることから、道路工事などに規制があります。工事の申請などを行う際はご注意ください。

規制期間 12月28日(土)～1月5日(日) **問** 建設管理課道路管理担当 ☎ 423－9497

まいど通報システムにご登録を

府が管理する道路・河川・公園の不具合を通報してください。QRコードから登録可能です。ぜひご活用ください。

問 府事業調整室事業企画課 ☎ 06－6944－9269



北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日(火)～16日(月)は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。一日でも早い拉致問題の解決のためには、国民の強い思いが必要です。拉致問題や北朝鮮当局による人権侵害問題に対して、認識を深めましょう。

問 岸和田警察署 ☎ 439－1234

（仮称）阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書(写し)の縦覧と意見の受け付け

市内8ヶ所で縦覧を行います。また、1月29日(火)まで大阪港湾局へ意見書を提出することができます。

期間 12月16日(月)～1月22日(火) **場** 市広報広聴課（岸城町）、市環境事務所（土生町2丁目）、山滝支所（内畑町）、東岸和田市民センター（土生町4丁目 リハー

ブ4階）、山直市民センター（三田町）、春木市民センター（春木若松町）、八木市民センター（池尻町）、桜台市民センター（下松町4丁目） **問** 大阪港湾局事業企画・防災課臨海開発担当 ☎ 0725－21－1570

新年互礼会

飲食の提供はありません。名刺2枚を持ってお越しください。

日・時 1月6日(月)午前11時～正午 **場** 南海浪切ホール(港緑町) **申・問** 12月20日(金)までにQRコードで秘書課へ ☎ 423－9406 ㉻ 432－1937



五風荘 臨時休業のお知らせ

五風荘（岸城町）は、12月2日(月)・16日(月)は、施設メンテナンスなどのため臨時休業します。

問 観光課 ☎ 423－9486



子育て

児童手当の振り込み

10・11月分を12月10日(火)に受給者の口座へ振り込みます。通帳記入のうえ、ご確認ください。

年齢区分	手当月額	第3子以降
0～3 歳未満	15,000 円	30,000 円
3 歳～ 高校生年代	10,000 円	
大学生年代	児童数に含める	
※高校生年代とは、18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの人をいいます。		
※大学生年代とは、22 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの人をいいます。		
※今年 10 月分より所得制限は撤廃されます。		

問 子育て支援課子育て給付担当 ☎ 423－9624